

第二部

記

錄

篇

(雜

錄)

第一章 宮古島戦犯事件

(1) 米飛行士を処刑

連合国では戦後時を移さず、戦犯追及を徹底的に行ない、内外地に於て多くの戦争指導者や軍関係者が軍事法廷で断罪されたが、昭和二十一年後半になって果然宮古島で米軍航空機塔乗員一名が不法に処刑されたことが突き止められ、捜査が進むに伴なってその全貌がうかび上がってきた。

沖縄戦中、宮古島上空及び近海で日本軍対空砲火によつて撃墜された米軍機はおよそ四十機を算えたと云われるが、そのうち陸上に落ちたのは十数機と推定される。海上に落ちた航空機の塔乗員は時を移さず飛來した味方の水上機や救難機によつて殆んど救い上げられた。陸上に墜ちた機の塔乗員はパラシューで降下した次の四名を除いて殆んど機と運命を共にしたが、死体は近くの日本軍部隊の手で収容され、丁重に埋葬、目印になる十字架が建てられた。

問題は陸上に降下して捕虜になつた塔乗員の身柄はどうなつたかであつた。これについての公式資料によると

- 一、昭和十九年十月十三日 宮古島南海岸に降下一名、十九日那覇の第三十二軍司令部に送付
- 二、二十年一月九日 西海岸に不時着一名、十五日那覇へ送付
- 三、二十年四月二十九日 降下一名、七月十九日輸送機で台湾へ送付
- 四、二十年五月十九日 西海岸に降下一名、海軍警備隊の手で台湾へ送付

以上の四件が記録されているが、米軍の調査の進むに伴なつて不審の点

が発見され、更に追及を続けるうち、ついに戦後宮古島から沖縄の米軍作業隊に編入された歩兵第三聯隊の某中尉（二世出身と云われる）の口から捕虜殺害の事実が明るみに出た。殺害された捕虜は一時歩兵第三連隊が管理していたことがあつたので、歩三関係者は比較的にその消息に通じていたようである。

これによると、昭和二十年四月二十九日午後三時頃米艦載機一機が地上砲火によつて撃墜されたが、塔乗員はパラシューで脱出、野原越付近に降りたところを付近の日本軍に捕えられ、師団司令部へ送られた。情報係係長校が訊問した結果、米空軍少尉ジョセフ・フランシス・フレンチと名乗り、台湾東方海上の米空母から飛び立つたと供述した。司令部ではこの身柄取扱いについて考えた結果、台湾へ送ることになったが、この頃になると航空機による連絡は杜絶え勝ちで、又飛行場も連日の空襲で破壊され、離着陸は甚だしく危険を伴うようになつてゐた。止むを得ず輸送のメドがつく迄抑留することをきめ、憲兵隊に身柄を預けたが、そのうち給養や檻禁施設などに不自由になつてきたので、同人の身柄を歩兵第三聯隊長怡土大佐に一任した。怡土大佐は同人を中飛行場での不発弾解体処理作業に使用したが、何分危険を伴なう仕事があるので、就業をいやがり、又食事がまずいと不平不満が多く、取扱いが面倒になつたので、身柄は再び司令部が管理することになつた。そのうち台湾への輸送の途がつかなくなり、あらためてその取扱いが問題になつた。

六月二日敵来攻の公算が大きくなつたので、乙戦備が下令され、捕虜を何とかせねばならなくなつた。これについては幕僚の間でも屢々討議されたようだが、結論は出なかつたという。納見師團長は憲兵、煙を歩んできた関係もあつて捕虜の取扱いについては経験知識が深く、國際法に

も通じていたので、決め兼ねていたようだが、七月上旬銃殺以外方法なしと判断、捕虜管理の責任をもつ陸路参謀に対し、処刑実施を命じた。この命令に一瀬参謀長が関与したか、どうかが後日問題になったが、参謀長は軍事法廷で当时陣地視察のため司令部を留守にしていたので、知らなかつた、司令部に帰還してから報告を受け始めて知つたと述べている（この件については軍隊の指揮構成上、参謀長が関知しない筈はないという見方と、納見師団長の性格から考えて参謀長を差し置いて直接担任者に下命することも十分あり得るとの見方があるようだが、肝腎の納見、一瀬両氏が故人となつた今日では推測の域を出ない）

このような一札を経て七月十一日フローレンス少尉は檻禁所から引き出され、野原岳ふもとの窪地で射殺された。記録によると処刑は夜間実施されたようで、あらかじめ掘つた穴の前で畠野伍長が先ず後頭部を拳銃で射撃して倒し、捕縄を外して穴に投げ込み、外の三名がそれぞれ一発づつ浴せて息の根を止めた。遺体はそのまま埋葬されたが、戦後掘り出して火葬に付し、遺骨は一尺四方の白木の箱に入れ、台湾軍司令部へ送つた。

この事件について戦犯の責めを問われたのは陸路参謀ら四名で、昭和二十三年七月二十六日横浜軍事法廷で次の如く判決が言い渡された（求刑は行なわれていない）

重労働三十五年 第二十八師団参謀 中佐 陸路富士雄
重労働九年 第二十八師団司令部付 中尉 外村奥次
重労働三年 第二十八師団司令部付 曹長 竹内次郎
重労働三年 憲兵伍長 畠野耕三

訴因は陸路参謀が処刑命令及び遺体の処置が適切を欠いた罪、外村、竹内、畠野の三被告が捕虜を不法に殺害又は関与した罪となつてゐる。

米軍事法廷では一瀬参謀長及び武田憲兵分隊長にも追及の手を進めたようだが、両氏の言分が認められて責めを問われなかつた。ただ両氏に対して戦犯関係者の間から責任転稼も甚だしいとして非難と怨嗟の声があつたことは事実のようである。各被告は処刑が師団長命令によるもの

であることを強調したが、納見中将は自決にあたつて何らの遺書を残さず、又捕虜についての記録は戦後焼却されていたので、これを立証する手段を得られず、結局前記の四被告が貪乞を引く結果になつたのである。

ところで納見中将が何故この頃（七月に入つて敵の攻撃の重点が本土に指向され、宮古島をめぐる状況はやや緩和されつつあることが看取された）になって敢て捕虜処刑を決断したかについては適確な資料は得られないがこの点について杉本参謀は次の点が要因ではないかと述べている。

一、捕虜の性格が素直でなく、取り扱いに手舌摺つたこと

一、不発弾解体作業に使役された関係で外歩きの機会が多く、従つて地区の陣地配備などについてある程度の知識を持っていたので、敵来攻の際、万一敵手に落ちた場合、日本軍に不利な情報が洩れる虞れがあると考えられた。

一、空襲の激化に伴なつて収容施設や給養上に不便を生じたこと

一、無差別爆撃によつて軍民の被害が重なり、敵懲心が盛り上がつた。さらに捕虜処刑について上級司令部（台北の第十方面軍司令部）に対しあらかじめ連絡又は指示を仰いだが、どうかについても資料が得られないと、前後の事情から推測して納見師団長が独自の判断に基いて処刑を命じたのではないかと思われる節が多く、この点事件関係者に取つて極めて後味の悪いものになつたようだ。